

岡本の国会での質問

166-衆-決算行政監視委員会第一…-2号 平成19年04月24日

○松本(大) 主査代理 昨日に引き続き外務省所管について審査を行います。
質疑の申し出がありますので、これを許します。岡本充功君。

○岡本(充) 分科員 民主党の岡本でございます。

きょうは外務省所管の案件について質問をしていきたいと思っております。

きょうは、幾つか質問も要求しておりますけれども、まずは、麻生大臣また岩屋副大臣がお越しでありますので、一点だけ確認しておきたいことがあるんですけども、今、自由民主党の中でも、民主党もちろん議論をしましてまいりました、いわゆる政治資金の透明化に向けて、政治資金、領収書添付を義務づけてはどうかという法改正も検討されているようであります。政治家個人としてのお考えで結構でありますけれども、今の事務所費の報告のあり方、領収書添付についてはいかがなお考えになられるのか、御所見をそれぞれお聞かせいただければと思います。

○麻生 国務大臣 岡本先生、これはもう私が当選した三十年ぐらい前からずっとこの種の話というのがありますので、私どもとしては、これはどの意見が正しいのかと。改正すればまた何か出ますので、一種のイタチごっこというか、モグラたたきとかいろいろな表現がありますけれども、そういった形でなかなか、これをやるとまた別の話というふうに出ますので、エンドレスみたいな形になってきているような感じがして、作業量ばかりがわんわんわんわんふえるんですけども、その割に何だか余り効果がないなというのが、この三十年間やらされている方の実感です、正直なところ。だから、完璧なものというのは出てこないの、そういう意味ではもう少し、全然別の発想が要るかなという感じがしております。

しかし、いずれにしても、こういったものに透明性が確保できるというのにどれが一番資するかという観点が大事なのであって、それは領収書なのかねと言われると、さあ、これまでやって、何となく余り効果がなかったんじゃないかという感じがしないでもありませんけれども、何かうまい方法が考えられるのかなというところが正直ちょっとよくわからないというのがあれなので、これは各党派等といろいろ、私よりもっと詳しい方々がいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々の御意見を踏まえた上で、何かきちんとしたものができ上がればよいなと思っております。

ただ、何万円にすればなくなるとかで、またどんどんどんどん細かくなって、それだけ作業量はどんどんふえていって秘書の仕事ばかりふえて、秘書の給料は上がらない、仕事はふえる、人数はふえない、本来の仕事の方がまた減ってくるというのは、正直私どもも、ずっとこのところの、何年間かやった実感です。

○岩屋 副大臣 事務所費が問題になったときに、私も自分の事務所のことを調べてみたんですけども、もちろん問題はなかったんですが。

ただ、先生もそうだと思いますが、議員会館があつて、それから地元の事務所があつて、地元も、事務所が一カ所の人がいれば、二カ所の人がいれば、今の仕組みだとそれぞれの事務所のやり方があるみたいなことになっているので、だから、一カ所だけとらまえられて分析をされると何かつじつまが合わないようなことが散見されるんだと思うので、私は、もうちょっとわかりやすいルールにした方がいいんじゃないかなと思っています。

したがって、与野党でしっかり合意する線ができれば、その線に沿って、もっとわかりやすい整理の仕方であった方がいいのかなと個人的には思っております。

○岡本(充) 分科員 大臣が今、領収書添付をしてもイタチごっこになるんじゃないかという御懸念

をされておりましたけれども、幾らで線を引くかは別として、もし極論を言えば、作業量を見れば、一円以上の領収書を全部添付すれば、透明性という意味ではもう間違いなくこれ以上のことはなくなるわけでありまして、領収書の添付というのは、これまでそういう意味ではなされてこなかったテーマでありますから、私は、民主党で提案をしておりますとおり、やはり領収書を公開していく方向が国民の求めているものであれば、私たちは国民に選んでいただいている以上は、やはりそういう方向でできないものか、もっと真剣に自民党でも検討していただきたいなというふうには思っております。

きょうの本題ではありませんので、まずそこはそのように意見表明をさせていただきまして、本題に入りたいと思います。

まず、きょうは拉致問題のことについてお尋ねをしたいと思います。

拉致問題、けしからぬ話でありまして、これはほとんどすべての日本国民が怒りを覚え、涙をした話であったのは、もうこれは間違いない。

しかし、昨今の情勢を見ていると、拉致問題、終わってはいないよということの意思表示かもしれないんですが、何十年か前の逮捕状をとってみただとか、次の案件が出てきましたとあって、ちょろちょろと少しずつニュースは流しているようでもありますけれども、根本的な前進がなされているというような認識を持っている日本人は今少ないんじゃないか。次々事案が出てくる、次の拉致の案件が出てきました、今度は拉致被害者の家族が他国からもやってきました、こうやって、いろいろ話題はつくってニュースにはなりますけれども、根本的なこの拉致問題の解決、これが進んでいないのではないかという危惧を持っている日本人も多いと思います。

では、そもそも、この拉致問題の解決なくして日朝国交正常化なしという話をよく言われるわけがありますけれども、拉致問題の解決というのはどういうことを指すのか、その定義をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、岡本先生おっしゃるように、拉致問題、きのうもルーマニアの人が外務省にお見えになりましたのでお目にかかせていただきましたけれども、この北朝鮮の拉致という話を、岡本先生、世界じゅうで正面から取り上げている政府というのは日本だけなんです。韓国だって六百人とかなんとかいろいろ言っていますけれども、正面からこの問題を据えて、おかしいんじゃないかと言ったのはたった一つ、日本だけです。ほかの国の人たちも、日本だけが言ってくれている、だからタイもどこもみんな、日本政府に何とかという話でお見えになるんだと思っております。

我々としては、基本的にはこの問題というのは引けない話なのできちんとやるということで、これまで、日本だけでやってもらちが明きません、らちが明かないと言ってしゃれているわけじゃなくて、全くらちが明かないので、それなら国際社会を巻き込んでやりましょうという話で、一番影響力のあると思われる中国とアメリカというのを二者入れて、隣国、ロシアもあるから、韓国もあるからということで、日本を入れて六者という形で会議を進めさせてここまで来て、少なくとも、拉致、アブダクトするという言葉が国連の総会の場で使われた初めての例に、ここまで来て、だんだんだんだん包囲網が出てきている。それが一応、IAEAの査察を受け入れるのに、寧辺のあれを聞き入れるということまでは来たと思っております。そこにBDAの話が来て、今また別の話になっていますけれども。

我々としては、この拉致の問題の解決というのは、基本的に三つです。生存者のこちらへのいわゆる帰国、犯人の引き渡し、そして真相の解明、この三つが解決ということの基本です。

○岡本(充)分科員 これは別に、北朝鮮に手のうちを明かす必要はないもので、ここでつまびらかに言えと言うつもりは全くないんですけれども、では、拉致の日本人の全員帰国といっても、何をもって全員帰国と言うのが非常に難しい。日本人だけなのか、それとも外国籍の人も含むのか、こういった観点もある。それから、全員といっても、最初の総数がわからない。こちら辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、千番台とか、十二件十七人とか、いろいろの枠がありますので、正直なところを言って、この間、新たに二名の子供の話が出ていましたので、そういった意味では、特定するというのは極めて難しいと思いますが、今、少なくとも、警察で特定をした範疇というところまでが我々としては確証のあるところですので、そここのところが人数として要求しているところでもあります。

日朝の国交正常化でありますから、基本的に日本人の拉致に関して我々は言うております。他国のことまで、それが本当かどうかの調査は我々にはできるあれがありませんので、少なくとも日本に関して、我々の持っている資料に基づいてこれだけということが、犯人引き渡しの前、生存者の帰国に対しての枠は日本人に限っておるといように御理解いただければと存じます。

○岡本(充)分科員 とすると、先般明らかになったお子さん二人はその対象に含まれてこない、外国籍だというふうに私ちょっと耳にしておりますので、そういうことになるのかと思うと、それもちょっと私も割り切れないところがあるわけであります。

ただ、今、日本人の拉致被害者もすべてが明らかになっているわけではありませんし、これからもまだ出てくるかもしれないという話であると、これは一体、先ほど三つ目の点だと言われました全容解明というのが、正直言って、その当時の事犯を起こした者も、死んでいる者もいるでしょうし、詳細なところまで幾ら教えろと言っても、明らかにできない部分もあると思うんですね。だから、これはどこかで、ここまでというふうなところははっきりさせなきゃいけないときが来る、これは極めて断腸の思いでありますけれども。

隣国同士というのはなかなか仲よくしづらいというものいろいろあって、最近もイギリスとロシアが、例のスパイのなぞの死をめぐってちょっと穏やかならないことをお互いに言い合っていたりするわけですね。よその国を見ても、やはり近いものほど何となく、憎いわけではないんですけれども、いろいろ案件があって気になる。

日本も、そういう意味では、大きな案件を抱えているのは近隣だけではないとはいっても、国民が関心を持ちやすいもの、まあ、北朝鮮以外にも、では中国のガス田は一体どうなってくるんだ、竹島の問題は一体どうなるんだ、北方領土はどうなるんだ、こうやって関心を持つのは比較的近いところが多いわけでありまして、その近隣諸国とどのように、仲よくやりながら、しかし日本の国益をきちっと守るのかというのは、これはなかなか、さっきの政治資金の話じゃありませんけれども、永遠のテーマなんじゃないか。歴史をひもといってみても、各国ずっとそれを悩みながらやってきている。ですから、麻生大臣がいかにか名大臣であっても、これをすばっと解決しました、こういうふうにお示しすることは、恐らく私は無理なんだろうと思っているんですね。

そういう意味で、例えば、実行犯の処罰といっても、もう先方で処罰した、二重処罰になるんじゃないか、こういう思いを実際持つ人も出てくるかもしれない。だから、実際に、処罰といっても、必ずしも日本で処罰をしなければいけないというわけでもないんだとは思いますが、この実行犯の処罰については、量刑を日本の要求どおりにしていなかった場合は日本で再度裁かなければ解決と言えないというふうにお考えなのかどうかについて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 まず最初に、今岡本先生が言われた中で、新たに出た子供二人、あれは国籍は確かに日本ではありませんけれども、日本という国にいたのがいきなり不法に連れ去られておまして、主権の侵害であることははっきりしておりますので、この点に関しては当然あの二人の者も求めることまでは間違いはないということだけは、ちょっと先ほどの、そこはわかっておるといってお話からすると、日本の国籍ではありませんけれども主権の侵害ですからそれは求めますよということだけははっきりしております。

次に、隣国のお話がありましたけれども、これはもう隣国は世界じゅう難しい。メキシコとアメリカだって難しいし、イギリスとフランス、フランスとドイツ、皆こちゃこちゃ、ずっと、日本の新聞に載らないだけで、現地の新聞にいけば皆載りますので、アイルランドとイングランド等々いろいろな表現

がありますけれども、皆難しい。そういうものはある程度ある前提でどうしていくかという話であって、それが極端に拉致とか常軌を逸したような話では、とてもじゃないけれども限度を超えておると思いますので、そういったことになるんだと思います。

しかし、いずれにしても、こういったものをすばっと解決するなんということはありませんのであって、手間暇かけてきっちりずっとやっていく、これが外交というものに与えられている義務とか責任とかそういったものなんだと思いますので、今後ともこれは努力をしていくことになるんだと思います。

少なくとも、中国との、江沢民さん以降、もしくは胡錦濤・小泉時代を見ましても、この十年近くのところを見て、やはり双方にとって余り利益じゃなかったという、向こうはやはり利のある方を求める。一番わかりやすい例は、去年一年間で対中投資は三〇%激減しておりますから、そういった意味では、対中投資が海外に限らず日本からも減るとするのは中国にとってもいいことじゃないでしょうかと。やはり両国関係がそこそこのところでいかないというお話なんだと思います。

安倍訪中以降、そこらのところは大幅に改善してきていると思っておりますけれども、では問題はすべて解決したかといえば、それは油田の話から何からまだ残っておりますので、こういったものはありながらというので、まあ、岡本先生、例えはいかがかと思っておりますけれども、お宅の夫婦関係みたいなもので、ちょこちょこ問題があっても夫婦関係はきちんとしておる、我が家なんか最たるものでしょうけれども。そこそこつき合わざるを得ないからやはりそっちの方がとか、子供のことがあるからとか、なんとかかんとかといろいろなことを考えてやはりというようなことで、ある程度譲るところは譲る、主張すべきところは主張する、やはりそこらのところのバランスが最も難しいところかなと、つくづくそんな感じがいたしております。

これはほかの外交官に聞いても皆同じことを言います。南米でも皆、私から見てると普通に見えるんですけれども、皆違うようなことを言いますので、皆同じようなものかなとは思っております。

○岡本(充)分科員 大臣の御意見を御披瀝いただきましたけれども、最後に私が聞いた実行犯の処罰の件についてはお答えいただいておりますので、お答えいただきたい。

○麻生国務大臣 済みません。

実行犯につきましては、もし引き渡しが行われた場合は、当然のこととしてこちらの法律で裁くということに……(岡本(充)分科員「向こうで既に裁かれていてもですか」と呼ぶ)はい。確たるものが私どもにはありませんので、それが本当かというのが私どもとしてはきちんとわかった上でということになろうと存じますが、何となく今見ている範囲では、結構テレビに映っておられたりなんかするのが、あれがそうじゃないかとか言われている人がいるのを見て、少なくとも拘束されて拘留されているというようには感じられないというのが、多分、一般的な感情論としてあるんだと存じますので、ここらはきちんとしたところを求めなければいかぬところだ、私はそう思っております。

○岡本(充)分科員 ただ、調べられて向こうで裁かれている場合は、二重処罰ということはどうなのかということについては、私は若干の懸念を持っておりまして、そこはしっかり調べていただいて、もちろん、刑罰を受けていないのであれば、実行犯の引き渡しを求めてこちらで処罰をするというのは当然のことですけれども、もし向こうで本当に処罰をされてもう既に刑期を終えて外に出ているという話である者を再び日本でさらに何らかの刑罰を科すというのであれば、やはりそれは、逆に日本がどういう国かということに他国から指弾をされるわけでもありますから、そういうことは私は懸念を持っているということでございます。

○麻生国務大臣 それは全くおっしゃるとおりなんですけど、ただ、これは日本の管轄権下で起きた拉致ということになりますので、法律的に、第一義的には日本で裁くということになろうと存じます。

それからもう一つは、我々から見たらいわゆる人質、人さらいの対象になりますけれども、向こうから見れば英雄かもしれませぬし、それはなかなか国によって、こっちの敵対行為であって、向こ

うにとっては、それは利敵行為になるということもあり得ますので、そこらのところはきっちり詰めなければいかぬところだと存じます。

○岡本(充)分科員 今大臣がおっしゃられたことは承りました。

その上で、例えば、先ほど言われた、今般のルーマニアから拉致被害者の方が来られたりする、ああいう渡航費用などは日本政府として面倒を見ていたりするわけなんですか。もしくは、実際に、あの方々だけではないですけれども、海外からいろいろ来られる方々、あれは自費で来られているのかどうか、それは把握していないのかどうかも含めて、ちょっとお答えいただきたい。

○麻生国務大臣 これは、拉致被害者の会が出しておられるのか向こうが出しておられるのか知りませんが、少なくとも政府が出しているということはございません。

○岡本(充)分科員 それはそのはずだと思いますし、幾ら外交機密費があるといっても、そういう使い方が適切かどうかという、私は疑問の余地があると思いますので、そこはきっちりやっていただきたいと思います。

続いて、六カ国協議の今後の見通しですけれども、IAEAの査察、北朝鮮の受け入れはどうかはまだ定かじゃないというふうに私は理解しております。その一方で、バンコ・デルタ・アジアの資金はもう北朝鮮の管理下に移っているんじゃないかという報道も一部聞いてはおるんですけれども、現状について、バンコ・デルタ・アジアの資金は北朝鮮の管理下に今もう移ったのか、それから、北朝鮮のIAEA査察受け入れの見通しを大臣はどのようにお考えになられているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 BDAの話に関しましては、これは、主たる国が、マカオのあれであります中国、北朝鮮、アメリカの三者でありますので、日本とかロシアとか韓国はこの問題について主に詳しく知っているわけではありません。

ただ、今我々がアメリカから得ている情報等々を総合してみますと、少なくとも二千五百万ドルという金はアメリカの管轄下にはない。バンコ・デルタ・アジアという銀行の管轄下にある。そのバンコ・デルタ・アジアから北朝鮮の自分の口座の引きおろしがあって、北朝鮮のものになったというところにはなっていない。バンコ・デルタ・アジアの中であってアメリカの手は離れているというところまでが現状なのであって、北朝鮮がそれを自分のフリーハンドでとるという状況にあるとは思いますが、関係ないとアメリカは言っているわけですから、引きおろしさえすれば、北朝鮮としてはそれを法律的に全く自分のものにできることになっています。ただ、北朝鮮はそれを引きおろしていない。

なぜかといえば、多分、その金を北朝鮮等々に送金する手段が、今アメリカとBDAとの関係はすべて切られておりますので、うちはおたくみたいなダーティーな銀行と取引しませんということになったので、為替等々の送金の話がなかなかうまくいっていないのかな、ここは想像の範囲です。ただ、アメリカの範囲にはないことだけははっきりしたと思っております。

○岡本(充)分科員 今の話だと、北朝鮮が自由に使えるお金にはなってしまったという状況だということですね。

IAEAの査察の受け入れの見通しは今どのようになっていますか。

○麻生国務大臣 IAEAの査察の話にはこのBDAの話というのが、私らの立場から言わせれば、六者協議と何ら関係ない話でしょうがと。これは、アメリカの金融とかいう法律、国内法の話で、いわゆるアメリカの財務省所管であって国務省所管ではないBDAの話を、国務省所管の六カ国協議に持ち込んでくるのはおかしいでしょうがというのはずっと一貫して言っているところです。

しかし、これがないと話に入ってこないというので、アメリカは、国務省と財務省で話をして、財務

省は一連の措置をとったというのが経緯なんだと思いますので、これがすんなりいくとアメリカ国務省は間違いなく思っていました。

したがって、それを受けて、IAEAのエルバラダイが北京へ、またその他の施設、寧辺の核施設のディスエーブルメント、無能力化までやります、それから、IAEAの査察、監視を受け入れますというところまでは来ていましたから、そこまでは話としては進んでおりましたので、私どもも、BDAさえ片づけばそんなに時間がかからないのかな、今でもそれはそう思っております。

ただ、この片づき方が、アメリカの手を離れた後、どうしてといえば、多分、中国と北朝鮮との間が、何か同じ中国国内から北朝鮮に移動させるというところがなかなかうまくいっていないのかなという感じがしますので、ちょっと私どもがはかり知れるところではありませんけれども、しかし、この問題が解決しさえすれば、あすに再開されてもちっともおかしくないというのが現状であります。

○岡本(充)分科員 BDAの問題が解決をされていないという認識を大臣がお持ちなのは先ほどのお話とちょっとしっくりこないと私は思うんですけれども、少なくとも北朝鮮の管理下にお金は行った、それで、送金の問題でなかなか送金ができない。しかし、その一方で、IAEAの査察の受け入れの見通しは、もう期限が過ぎて、一両日中だと言われたり、一週間以内だと言われながら履行されない。

その一方で、日本は経済制裁だと言ってはいるものの、さっきの話、米国は経済制裁をはっきりと弱める方向へかじを切ってしまった。

こういった中で、日本が制裁強化だという声を上げていても、そもそも中国、ロシアと協調して制裁ができていなかった段階で制裁効果というのは極めて乏しいのではないかという危惧を持っていたわけですが、日本だけで制裁強化をしていって、大臣、どういう効果があるというふうにお考えなんでしょうか。

○麻生国務大臣 効果については副大臣の方から答弁をさせていただきます。

最初のところで、今から四日前の話ですから二十日の日にエルバラダイ事務局長あてに北朝鮮が書簡を送付しております。書簡の内容は、マカオのバンコ・デルタ・アジア銀行に凍結された資金が実際に解除されたことを確認次第、IAEA実務代表団を招請する準備があるという趣旨の内容で手紙を送っております。

したがって、アメリカにしてみれば、もうおれのところの手を離れたじゃないか、それに対して何でもたもたしているんだというのがアメリカの立場で、ここは今かなり促進をしようとしているということであって、今その問題が片づいていないから直ちにIAEAのが行くという状況にないというのが現状と御理解ください。

○岩屋副大臣 まず最初に、先生が、米国による北朝鮮経済制裁は解除に向かっているというお話がございました。(岡本(充)分科員「いや、向かっているじゃない、かじはそちらに切って」と呼ぶ)かじをですね。

それはBDAのことを指しておられるんだと思いますが、大臣からも今御答弁がありましたように、米国がとっているBDAに関する措置が変わっているわけではなくて、やはり、BDAは引き続き、米国の国内法で、直接または間接に米国の金融機関にアクセスできないという状況は維持されております。

ただ、北朝鮮がBDAからお金を引き出すということについては、平たく言えば、それについてとやかく言うことはしない、そういう状況になっているということだと御理解をいただきたいと思います。米国は、国連決議に基づくような措置も継続をしている状態にございます。

それから、先生お尋ねの日本の制裁の効果ということでございますが、例えば、十八年度中の北朝鮮船籍の入港実績は対前年度比二〇%減、十八年度十一月以降はゼロ、それから、十八年度中の輸入額は対前年度比三八%減、十九年度はゼロ、こういうことになっておりますので、これは一定の制裁効果を上げているとっておりますし、日本がそういうことを続けるということで我が

国の意思を明確に国際社会に示している、こういう効果を生んでいるというふうに思っております。

○岡本(充)分科員 いや、副大臣はそう言われるけれども、名をとっても実がなければだめな話で、これも例えが悪いかもしれないけれども、穴のあいた風船をこちら側から一生懸命吹き込んで、一生懸命こっちは息を吹き込んでいるんです、前年度比これだけ息を吹き込みましたといっても、こっちで穴があいていたら意味がないわけなんです。

こういう意味で言って、私は、今の制裁強化、だけではないんだけど、制裁強化で、外務省も重々認識していると思いますが、今の北朝鮮に対して日本政府の断固たる姿勢は示している、北朝鮮が制裁によって困りましたという効果が出てくるということは考えられにくいと思っているわけです。

ちょっと時間の関係もありますので、最後に、軍縮の問題についても取り上げたいと思っています。

まさにこれは核の話と同じですけれども、NPT、核不拡散を、少しちょっと、北朝鮮もけしからぬわけなんです、全世界的に、持った者得になることだけは避けなきゃいけないと僕は思って、北朝鮮の今回の一連の流れを見ると、持った者得になるんじゃないかと思って見ている国がほかにもあるんじゃないかと私は大変危惧を持っている。これは多分、外務省もそう思っている。

今度の四月三十日から五月十一日まで、二〇一〇年のNPT運用検討会議の第一回準備会議がウィーンで開かれるというふうには聞いておりますけれども、二〇〇五年の運用検討会議は、議題の設定でもめて、最終的に議論にも入れなかったか、議論にたどり着くのに大変苦労したと聞いておる。NPTの中において、核軍縮を目指すのか核不拡散を目指すのか、こういった路線も、日本は両方をにらんでいるというけれども、こういうことでもめていても仕方がないと私は思う。

しかし、このような状況の中で、NPT体制というのが、私は、ある意味ちょっと厳しい情勢に追い込まれているんじゃないかという危惧すら持っている。百九十カ国が参加をしているといっても、肝心のインド、パキスタン、イスラエルは入っていない、北朝鮮は入っているんだか入っていないんだかわからない。こういうようなNPT体制の今の状況を打破していかなくちゃいけないと思うんですが、この二〇一〇年に向けて日本はどう取り組んでいくのか。また、とりわけ前回の失敗をどう生かしていくつもりなのか。この点について、政府参考人で結構です、大臣でも結構です、お答えいただければと思います。

○麻生国務大臣 細目、役所の方から説明はさせますけれども、これは岡本先生御存じのように、核軍縮、核不拡散体制というのは、日本の場合は、唯一の被爆国と言うと、今はウクライナがありますので唯一とはちょっと言いにくいんですが、被爆国としては、日本としては、この問題に関して極めて真剣に取り組んでいる数少ない国だと思いますね。

そういう意味で、二〇〇五年の例の運用会議、ノンプロリファレーション・トリーティーの運用会議のことにしましては、これは今御指摘のありましたとおり、うまくいかなかったもので、今度はウィーン代表の天野というのが二〇〇七年の会議の議長ということに決まりましたので、これは日本としてはいろいろな意味で、議長というのはいろいろな形でリーダーシップを発揮できる場所でもありますので、私どもとしてはこれにかなり力を入れて、この運用会議に向けたプロジェクトを今準備を指示しております。

それがどういうぐあいにうまくいくかというのは、おっしゃるとおりなかなか難しいところですが、この核の技術が、それまでは核軍縮が主な話だったんですが、九・一一以降、この種の核爆弾の技術が国じゃなくていわゆるテロ組織に行く可能性というのが突如として出てきて、これが猛烈な勢いで、国ならまだ話し合うあれがあるけれども、テロとなるとどこにいるんだかわからぬというところにこの技術が移転するというのは、これは最も危険なことになりかねぬといつて、そこの方に意識が非常に移っているというのは、国際的な雰囲気としては確かです。

ただ、いずれにしても、核爆弾という技術の話でありまして、ここのところがなくなるというわけには

いきませんでしょうけれども、少なくとも、この種の問題に関しましては、これ以上のものまで広め
ちやいかぬ。したがって、北朝鮮を核保有国として認めないための手段として六者協議というのは
そもそもスタートさせたというような経緯もありますので、今のところ核軍縮と核不拡散と、これは両
方とも大きな問題なんだと思いますが、いずれにしても、この問題は少なくともこれ以上広まるのを
断固とめるというのが、今、イランであり、北朝鮮で行われている国際的な対応というふうに御理解
いただければと存じます。

○中根政府参考人 大臣の御答弁に対して、事実的な関係につきまして補足をさせていただきたい
と思います。

先生御指摘のとおり、二〇〇五年のNPT運用検討会議においては、実質的事項に関する合意
が全くできませんでした。これについては、まさに手続事項、議題等の手続事項にほとんどの時間
を費やしてしまったということが原因としてございます。

その反省を踏まえまして、二〇一〇年の運用検討会議の一回目の準備委員会の議長に内定し
ております天野ウィーン代表部大使は、事前に主要国を回っておりまして、二〇〇五年の轍を踏
まないようにということで、手続事項については、今回、会議の冒頭にスムーズに採択をされるよう
にということで努力をしております。

それから、軍縮か不拡散かという点についても、二〇〇五年のときにまさに大きな焦点の一つに
なったわけでございますけれども、この点についても、NPTの条約自体が、いわゆる三本柱と申し
ますけれども、核軍縮、核不拡散、それから原子力の平和利用というこの三つの観点をバランスよ
くとっていくということについても、各国への根回しを進めてございます。

それから、NPTの非締約国、インド、イスラエル、パキスタンの三カ国については、いろいろな機
会をとらえて、NPTに非核保有国として加入するようということを日本政府は求めてきております。

北朝鮮につきましては、大臣の御発言にもありましたとおり、六者会合の場を通じてNPTへの復
帰ということを求めておりますし、北朝鮮関連の国連安保理決議においてもNPTへの復帰というこ
とを求めております。

以上でございます。

○岡本(充)分科員 時間が参りましたから終わりますけれども、ぜひ、核軍縮の問題も、極めて厳
しい、瀬戸際と言ってはあれですが、一つの大きな剣が峰に来ているという認識を私は持っていま
すから、どうか心してお取り組みをいただきたいと思います。

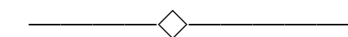
終わります。

○松本(大)主査代理 これにて岡本充功君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして外務省所管についての質疑は終了いたしました。

午後三時三十分から本分科会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩



午後三時三十分開議